

各 所 属 長 様

総 務 部 長

定年前早期退職（旧勸奨退職）の募集について

本市では、平成 2 6 年 1 月から、従前の「勸奨退職制度」に替えて「早期退職募集制度」を導入しております。

については、光市退職手当条例第 8 条の 2 の規定に基づき、「定年前に退職する意思を有する職員の募集」を下記のとおり行いますので、平成 2 7 年 3 月末日をもって早期退職を希望する職員は総務課へ申し出されるよう、所属職員に周知願います。

記

1 募集の対象となる職員

区 分	勤続年数	適用対象年齢の下限	退職金の割増
	2 0 年以上	4 5 歳（定年前 1 5 年）	定年前 1 年につき 3 % を割増

※（例）勤続 2 0 年以上で 4 5 歳の場合、退職金割増率は 4 5 %（3 % × 1 5 年）となります。

※地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者は、本募集の対象となりません。

2 募集の期間

平成 2 6 年 5 月 1 日（木）～ 5 月 3 0 日（金）

※募集期間経過後は、原則として募集は受け付けません。また、退職手当条例の改正により、支給率等が変更される場合もありますので申し添えます。

3 退職すべき期日

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

4 応募方法

様式第 1 号に必要事項を記入し、総務課人事研修係 坪根まで提出して下さい。

※応募後に、申請取下げを希望される場合は、様式第 2 号を提出して下さい。

5 提出方法

持参又は特定記録郵便等（配達記録の残るもの）

※応募申請書の紛失等を防止するため、通送便での提出はご遠慮下さい。

6 提出先・問合せ先

〒743-8501 光市中央六丁目 1 - 1 光市役所 総務課人事研修係 坪根

TEL : 0833-72-1400（内線 2 4 6）

7 応募の認定

応募の認定結果は、7 月頃に通知予定です。

様式第1号（第3条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

年 月 日

（任命権者）

様

応募申請者



私は、光市職員退職手当条例第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	平成26年5月1日から平成26年5月30日まで
退職すべき 期日又は期間	平成27年3月31日
備考	

（注）「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日又は期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		役職名	
級号給	給料表〔一般・技能〕	級	号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成26年4月1日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

様式第2号（第3条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

年 月 日

（任命権者）

様

応募申請者



私は、光市職員退職手当条例第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から		年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名	所 属		
	役 職 名		
3 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

（注）「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日
応募申請書の受理番号	